

議案第 87 号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市介護保険条例の一部を改正する条例

専決第 14 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、松阪市介護保険条例の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 29 日

松阪市長 竹 上 真 人

記

松阪市介護保険条例の一部を改正する条例

松阪市介護保険条例（平成 17 年松阪市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、当該期限までに申請書を提出することができないやむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。